

意見陳述書

松山市 大野恭子

この松山地裁 31 号法廷に入ると、たくさんの方々のお姿がありありと目に浮かんできます。全国初の原発行政訴訟を闘われた、伊方原発反対八西連絡協議会の方々です。

1973 年 8 月 27 日、35 名の原告による伊方原発 1 号炉設置許可取り消し訴訟提訴以来、2000 年 12 月の弁護士のない本人訴訟 2 号炉裁判の敗訴判決に至る 27 年間、原告のみなさまの姿がここにありました。

私自身は、1986 年 4 月 26 日のチェルノブイリ原発事故、1987 年伊方原発 2 号炉での出力調整実験に衝撃を受け、原発への不安を募らせていきました。そんなとき、裁判で闘っておられる人々を知り、裁判の傍聴に通いました。当時、長女は 8 歳、次女、三女、長男が生まれ・・・傍聴席でお乳を含ませながら座っていたことを思い出します。

初めての裁判傍聴の後の報告会で原告の方々に質問しました。「そんな苦しく長い闘いを続けてこられた原動力は何ですか。」と。

原告団長の廣野房一さんは言われました。「それは、真実は一つであるという確信と、子孫に災いを残してはいけないという思い、その二つが私たちの基盤にあったからです。」と。

この廣野さんの言葉に私は激しく打たれました。この方たちは、まさに私達のために闘ってきてくださっているのだと知ったからです。自分の事のみ心配していたことを恥じました。後日、廣野さんには子供さんがいらっしゃらないことも知りました。

私達もこの裁判のために何かしなければとの思いから、「伊方訴訟支援カンパの会」を立ち上げました。当時、愛媛有機農産協の仲間や、その他同じ思いの中で知りあった人たちと、「原発なしで暮らしたい松山女の会」を結成、四国四県で繋がった 15 グループの人たちと「原発さよなら四国ネットワーク」も結成されました。

その人たちに呼び掛け、裁判費用の足しに少しでもお役に立てればと、毎月一人 500 円のカンパを集め、約 80 名で始め、原告団のもとに 2000 年の結

審まで、額の多少はありながら 13 年間送り続けました。そして毎月廣野さんからはご丁寧なお礼状と共に、大阪大学の元講師で、伊方訴訟を支えておられた久米三四郎先生が裁判記録の執筆・編集されていた「伊方訴訟ニュース」を人数分送っていただきました。

この裁判で原告の皆さんが恐れ予言しておられたことが次々と現実となっていきました。

1979 年スリーマイル島原発事故で炉心溶融、1981 年イスラエルが建設中のイラクの原発をテロ攻撃、1986 年チェルノブイリ原発事故、1988 年米軍ヘリコプターが伊方原発から 800m のみかん山に墜落し米兵 7 人死亡等。そして、1986 年 2 月、第 25 回口頭弁論で原告が、「中央構造線について、活断層調査をすべき」と主張しましたが取り上げられず、1995 年阪神淡路大震災が起きました。

1995 年 12 月、伊方訴訟第 56 回口頭弁論で、伊方原発建設前に敷地を調査されていた地質学者の広島大学名誉教授の小島丈児先生が、「佐田岬半島の北岸に沿って、伊方原発から五、六百メートルぐらいの沖合に、地質学的に言う中央構造線があるという風に考えられる。」と証言。1996 年には、岡村眞高知大学教授（現高知大学特任教授）が、「月刊えひめ雑誌」（愛媛新聞社発行）に「伊方原発沖にも活断層」という記事を発表。衝撃が走りました。

それまで裁判の中で四国電力も原告の敵性証人の国の垣見俊彦安全審査会調査委員も活断層はないと主張していたのですが、その後の口頭弁論の中で 1997 年、垣見氏が、「高知大学岡村先生らのグループの調査は実績があり、活動度の高い A 級活断層であるという結論も信頼できる。」と証言。国も認めざるを得なくなりました。原告団は、被告国が活断層評価の誤りを認めている、国が定める原発の立地審査基準「災害を拡大するような事象がないこと」に違反しているのだから勝訴しかない、と確信していましたが、豊永多門裁判長は 2000 年 12 月 15 日、敗訴を言い渡したのです。

これら 27 年間の裁判記録は「伊方訴訟ニュース」に残されています。2001 年 2 月 15 日第 330 号最終号に、当時 88 歳の廣野原告団長が以下のように書

いておられます。「判決を許す事はできないとの発言は過言であろうか。裁判長らの判決の記録が永久に残ることは明白である。『司法愚政に屈せど、民意滅びず』との言、まさにまとを得ている。・・・伊方2号炉判決は非情の判決であり、裁判長らの責任が実に重大であることを忘れてはならない。」と。

しかるに、近年明らかになった、松山地裁がこの伊方裁判の記録を既にお捨てになっているという事実を聞かれたら、廣野さんは何とおっしゃるでしょうか。

そして、2011年3月11日、大震災により福島原発事故が起きました。それは、私などの想像をはるかに超えた取り返しのつかない原発事故でした。私は本気で脱原発のために生きてきたのかとの無力感に襲われ自分を責め続けました。

私は、現在、障がい者支援施設である社会福祉法人の理事長をしております。松山の南の端、伊方原発から50kmの所に施設はあります。30人の入居者と20人ほどの毎日通ってこられる方々がおられます。ほとんどの方は重度の身体障がいを持ち自立した動きがとれず、発語も困難で、精神障がいや知的障がいの重複障がいもあり、医療的ケアの必要な方も多いのです。

一昨年7月7日、施設のすぐそばにある一級河川の重信川が豪雨により越水の危機にありました。天気予報により危険を前日に予知していたので、日中のサービスはお休みしました。私達スタッフは、緊迫した情報を聞きながら避難訓練で行ってきた手順で、朝から入所者30人の避難の準備をしました。重信川出合橋の水位が4.57mに達した時、早めの昼食をとり、全車出発することができました。全員が福祉車両に乗車するのに約1時間かかりました。限界水位ぎりぎりでした。コロナ禍で外部との出入りを制限しているにもかかわらず、幸いなことに松山市の北の端、北条にある同じ障がい者の施設「かなさんどう」さんが受け入れを許してくださり、約1時間かけて全員で避難させていただくことができました。

「かなさんどう」さんは、私たちを受け入れる為、日中来られていた方々に帰っていただくという措置をとってくださっていました。突然30人もの

ベッドや車いすの利用者が介護者 12 人程とたくさんの医療・介護用品と共に行くのですから、ご自分の施設の多くの荷物を片付け受け入れ態勢に全力を尽くして下さっていたのです。

ホールに落ち着いた私たちは、「助かった！」という安堵と感謝に胸がいっぱいになりながら、これからのことを想定し恐怖と不安の中、水位が下がり始めた 4 時頃までを過ごしたのです。数人の方々が体調を崩されましたが、あわやというところで越水の危機を免れました。

私達は、今回の件で障がいのある人が避難する大変さを、身をもって実感することになりました。ましてや、これが突然の伊方原発事故ならどうでしょうか。

確実にやってくる M9.0 と予測される南海トラフ地震、その震源域に伊方原発はあります。政府の地震調査委員会は、今年 3 月 25 日、日向灘で大津波を伴うマグニチュード 8 クラスの巨大地震が起こる可能性を発表しました。フィリピン海プレートの動きが原因の南海トラフ地震と琉球海溝地震は繋がっており、その帯の中には日向灘や豊後水道、広島市、そして中国地方を横切って鳥取県までも繋がっているそうです。中央構造線の活断層も活動期にあります。

科学者たちがスーパーコンピューターや AI で得た新しい知見から、明日来るかもしれない迫りくる大地震に警告を発しています。東北大震災の前に起きたスロースリップという地殻変動が、豊後水道でも発見されているそうです。このところのたびたび起きる小さな地震がその予兆といえるのかもしれませんが。気象庁の日向灘地震情報によると、今年 2022 年 1 月 4 日から 5 月 9 日までで 56 回の地震が記録されています。昨年、伊方原発再稼働を公表した 2 日後の 6 月 19 日、伊方原発から 8 km ほどで深さ 40 km を震源とするマグニチュード 4.7、最大震度 4（宇和島市）の地震も発生しているのです。

私どもの施設は伊方原発から 50 km の所ですので、福島原発事故で全町民避難となり、現在居住困難地域もある飯館村と同じ距離です。

まさに福島原発事故当日、たまたま松山から福島県郡山市に福祉介護の研修に行っておられた須賀智哉さんという友人がいます。6年前の2016年3月、その彼を招き、私どもの施設で職員研修として3月11日の体験を話していただきました。

彼の話では、郡山市では津波の被害はなかったものの、大きな揺れでまるで洗濯機の中にいるような感覚の中、地鳴りと共に長い揺れが続き、余震も続いていたけれど、原発事故の情報はほとんどなく、本当に恐ろしい思いをしたとのことでした。1週間、重度障がいのある一人暮らしの方の介助をしながら共に過ごされたそうですが、避難するにも電動車椅子は100 kgを超え、避難所にはスペースもなく、段差や階段もあり到底入ることはできなかったそうです。ヘルパーさんが来られないその時、何かと助け救ってくださったのは、日頃の地域の活動で知り合ったご近所の人達だったといえます。障がい者にとっての原発災害の過酷さ、避難の困難さを本当にリアルに伝えてくれたのでした。

忘れられない彼の言葉は、「避難所に行ったら誰かが何かをしてくれる、と思うのはやめましょう。」「原発事故があった際に、逃げないという判断はしないでください。被曝しても誰も責任を取ってくれません。」でした。

私がこの講演会を企画したのにはある思いがありました。国は福島原発事故後、原子力災害対策指針を改定しました。その指針では、原発から5 km圏は大事故発生後すぐに避難する一方、5~30 km圏は、放射能の値が毎時500 μ Sv（マイクロシーベルト）に達するまで屋内退避をするように求めています。一斉に避難することによる交通渋滞を防ぐ狙いです。毎時500 μ Svというのは、事故時に福島第一原発5 km圏外では計測されなかったほどの高い値です。

ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告では、一般人が1年間に被ばくする人工の放射線は、1mSv（ミリシーベルト）以下にすることになっています。1ミリシーベルトは1000マイクロシーベルトですので、毎時500マイクロシーベルトというのは、0.5ミリシーベルトですから、たったの2時間で年間の被ばく限度を超えることとなります。

この指針に沿って、国は原発の過酷事故の際、住民の避難計画を策定するよう愛媛県に通達を出し、愛媛県は県下の伊方原発半径 30 km 圏の自治体に避難計画の運用を指示しました。

このことから以下のような通達がきたのです。障がい者支援施設は愛媛県下に 10 施設あるのですが、30 km 圏には唯一、伊方原発から 22 km の所に「大洲ホーム」という入所定員 50 名の施設があります。伊方原発事故の際には、残りの 9 施設は、自分の身の安全を守りながら大洲ホームの救援に当たるべしというものです。私方の施設には 4 名の大洲ホームの方の救助が割り当てられています。ということで、この講演会の直前でしたが、職員が大洲ホームに出かけ、原発事故の際の避難訓練に参加したのです。

理事長としての私の任務は、まず私どもの利用者をお守りせねばなりません。そして、職員とその家族の健康も守らねばなりません。原発に向かって、しかも高濃度に放射能汚染された地域に救助に行くよう、職員に業務命令が出せるのか・・・とあって、困っている人を見殺しにできるのか・・・大きな苦悩を抱えた中での講演会でした。須賀さんのお話を聞いて、職員と課題を共有し考えていきたいと思ったのでした。

そして、私が最終的に職員に伝えたことは、「災害時には、まず自分と家族の命を優先してほしい」ということでした。それは、誰も責められるべき選択ではないということを伝えておきたかったのです。私自身は公的責任の放棄という罰を受けても致し方ないと思っています。

しかし冷静に考えれば、いずれにしても伊方原発が事故を起こせば、私達は助けに行くどころか避難せねばならないのです。一時的にではなく、障がい者 30 人を長期にわたって受け入れてくれるところなどありません。松山市の避難計画に私ども市民が避難することなど想定されていないのです。結局、被ばく覚悟で施設に住み続けるしかないでしょう。海も山も汚染された中で、汚染された空気を吸い、汚染された食物を食べるしかないのです。

福島原発事故の際、高濃度放射能汚染地ということで立ち入りを制限され、地震や津波の多くの被災者の方々が救助を制限され放置され亡くなりました。逃げることのできない高齢者や病人、障がい者が「10 日間は生きてい

た」ということもあったという事実が身に迫ります。

そして、少々遠くに逃げたとしても誰もその後の保証はしてくれないことは、福島原発事故後の国の棄民政策と東京電力が避難住宅から出られない避難者を逆に訴えるといった今の振る舞いからも明らかです。

大人の責任で守らねばならないはずの福島の子供たちの甲状腺がんの増加の責任も東京電力ばかりでなく国も認めないのです。先日、事故当時6歳から16歳だった6人の若者が、甲状腺がんの再発や放射線治療を受けながら東京電力を提訴しました。彼らに強いたむごい「勇気」の前に言葉もありません。私達が憲法で守られるはずの基本的な人権、生存権、幸福の追求権は有名無実なのでしょうか。

原告の多くの方が無念のうちに鬼籍に入られましたが、先日久しぶりに第一次伊方原発訴訟の原告の5人の方々にお会いする機会を得ました。「子孫に豊かな海を残すために自分たちで海の汚染を調べよう」と、1978年から20年以上、伊方原発の温排水影響調査を続けた「磯津公害問題若人研究会」の方々です。農業、漁業の傍ら海底の泥やアラメの調査という困難な作業を続けられ、伊方原発排水口近くから自然界にはないコバルト60という放射性物質を検出されました。

毎日漁に出る伊方の漁民の方々ならば、みなさん原発沖の活断層は知っておられたと。地元の方々が「とい」と呼ぶ、魚がたくさん採れる大きな段差が海底にあり、それはまさしく伊方原発から300メートルの所・・・愛媛大学名誉教授小松正幸先生のお説よりももっと近いのですがーにあるのだそうです。

「福島原発事故、どのように思われていますか。」と友人がお聞きしました。「わしらの伊方裁判で勝つとればなあ。こんな事故は起こらんかったと思う。想定外？何を言よんぞ！と思った。」と押し殺したお声で言われました。人生のほとんどを伊方原発の反対運動に費やしてこられた方々の万感の思いがこもっていました。

私たちはこれ以上、歴史の犯罪者になりたくはないのです。伊方原発過酷事故前夜にいる私たちが、原発のない、人権が守られる社会を作っていく事こそ

が東北で震災にあわれた方々への鎮魂であり、取り返しのつかない大きな犠牲を負う悲しみと共に生きておられる福島の人達への謝罪になるのではないのでしょうか。憲法第九十九条には「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」との条文がありますが、この条文のとおり、「司法は未来を守り人権を守る最後の砦」であってほしいと切に願います。

以上